1
東京大学における保有個人情報の開示決定等に係る審査基準

平成17年４月１日総長裁定
平成17年11月29日 改正
平成29年11月２日 改正
令和４年 3月24日

3
上支配している状態をいい、当該個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は

4
２ 部分開示
 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開
示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除い
た部分につき開示しなければならない。
３ 裁量的開示
開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権
利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人
情報を開示することができる。
４ 保有個人情報の存否に関する情報
開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけ
で、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしない
で、当該開示請求を拒否することができる。

第５ 不開示情報に該当するか否かの基準（法第78条関係）
 開示請求の対象とされた保有個人情報について、不開示情報に該当するか否かを審査する
ための基準である。
Ⅰ 個人に関する情報（法第78条第１号及び第２号関係）についての基準
１ 「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」（法第78条第１号）未
成年者の個人情報の開示を法定代理人が請求する場⑃顱ݳ┉ဏ뜗弐냹叢瀀

5
「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る開示請求者以外の
個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名そ
の他の記述等により識別される特定の個人情報をいう 。
「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された
記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単
独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれ
るいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができる
こととなる場合もある。
(4) 「（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することが
できることとなるものを含む。）」
当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合すること
により識別することができるものも、個人識別情報として不開示情報となる。
 照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関等である場合も含まれ、
また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入
手し得る情報が含まれる。
 他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的に
は、「他の情報」に含まれない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、
当該個人に関する情報の性質や内容等に応じて、個別に判断する。
 (5) 「個人識別符号」とは、次のとおりである。
 ① 身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その
他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの（ＤＮＡ、容貌、虹
彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋等）。
 ② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当て
られ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式に
より記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者
又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若
しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識
別することができるもの（旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コー
ド、個人番号、各種保険証の被保険者番号等）。
(6) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、
なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」
匿名の作文や無記名の個人の著作物など、個人の人格と密接に関連したり、公にすれ
ば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものについては、

6
特定の個人を識別できない個人情報であっても、開示することにより、なお個人の権利
利益を侵害するおそれがあり、不開示となる。
３ 「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定
されている情報」（法第78条第２号ただし書イ）
(1) 「法令の規定により開示請求者が知ることができる情報」
 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にするこ
とを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り開示情報を開示することを定めてい
る規定が含まれる。
(2) 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」
 慣習法としての法規範ⓓæ㼀ዤᄅ삺ㅀ

7
という観点からは、これらの情報を開示する意義は大きい。他方で本学職員等についても、
個人としての権利利益は十分に保護する必要がある。この両者の要請の調和を図る観点か
ら、どのような地位、立場にある者(｢職｣)がどのように職務を遂行しているか(｢職務遂行
の内容｣)については、たとえ、特定の本学職員等が識別される結果となるとしても、個人
に関する情報としては不開示としないこととする。
(1) 「当該個人が公務員等である場合において」
 当該個人が「本学職員等」であっても、職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公
務員等以外の個人に関する情報でもある場合など、一つの情報が複数の個人情報である
場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該本学
職員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に
検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示となる。
(2) 「公務員等」
常勤か非常勤かを問わず、国、独立行政法人等（法第78条第２号ハに規定する「独立
行政法人等」をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の職員等（独立行政法人等の役員

11
３ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」
 開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な
意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したも
ので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。
 ・「率直な意見交換が不当に損なわれるおそれ」
審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害
が及ぶおそれがある場合
・「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」
本学内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当
該政策に不当な影響を受けるおそれがある場合
４

13
れがあると考えられる場合を含む。）をいう。
(2) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」
 「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準
ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組み
に係る組織等

14
 また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特
定の建造物又はシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発
し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者及び被告人の留置又は勾留
に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、不開示となる。
４ 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事
実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見
を困難にするおそれ」（法第78条第７号ハ）
(1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否
を調べることをいう。
 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等の
ために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適
正な状態で確保することをいう。
 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
「租税の賦課若しくは徴収」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割
り当てて負担させること又は租税その他の収入金を取ることをいう。
(2) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若
しくはその発見とをするおࡐ蘢䳣ᄾ程곒ꇠしー쫍ᦢ 
  りᰛ눧ꁰ藀りᙐࠀ�衱֕㊄᤮뽁၏ခ領䍸۠怈縖僱�焅锲萙⺿䄐伐ŀ眔ဘ渆ᓠ�んၙ匨䆒ᄄᤦ摏۠怈縖帀化곒글りᛠÍ 当当当ᄋ먟ⱐ詡텰萗׌Ā蘎묈厀㚰聋ぼ ℐ땠 当᫰씃ሠᄐ쨀はᆀ�ࢇၙ匨䆒ᄄሠ╲憂ᢐ当「Ṁ᫰엠�ࢇၙ匨䆒ᄄᡱ䑣礙怂傂ਏ照ሑ଀빰쇠�ࢇၙ匨䆒ᄄᡱ䐕錡阀☈焀ꃷሦ策悇︈挀 ࢦᴐなは冁䌲燎方な行⇸仰ଐ蠀のᘟ㠀

15
申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。
(2) 「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」
 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる契約、
交渉又は争訟に係る事務においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等
な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。
・入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額で
の契約が困難になり財産上の利益が損なわれる場合
・交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位
を不当に害するおそれがある場合
６ 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」
（法第78条第７号ホ）
本学が行う研究の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則である
が、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮でき
るようにすることも重要である。
①知的財産権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にす
ることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不
利益を及ぼすおそれがあるもの
②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意
欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合
７ 「人事管理に係る事務윋꘧⸈弌肇﫶䔐ื肵係み肂懏ᚽれꋗ退菠

16

第６ 部分開示に該当するか否かの基準（法第79条関係）
１ 法第79条第１項関係
(1) 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合」
 開示請求に係る保有個人情報に、法第14条に規定する不開示情報に該当する情報が含
まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行うものとする。
(2) 「容易に区分して除くことができるとき」
①当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だ
けではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示
の義務はない。
「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けするこ
とを意味し、「除く」とࡱ֕㊎㼀部分とそれ以外とそれ以外とそれ以ととを衱֓湀保有とそ離でのと　蜐奓⡁鋫ӱ匦料耀嘰蜠蠀薠莀㡜硛㩔難繱֓湀区衱 まれてい㹱֓䢠」腰こ
に該に該保有個人情報の࡝蘀に該榊分㞳と衱ᘀ䏠ݱ、不開部젖る「不冀㞳턕䀀と%悇愢藠탃턈㴀くのと。きがときꀀ㬡⯡で断わႀ࠱ႅ삃滬곑櫠とࡲれて࠰�ࢇၙ匨䆒ᄄᅓ♥馀顁а蜠蠀薠茐눗襱֓湀㞰�ࢇၙ匨䆒ᄄᅓ♥馇А䌈爈耈娈ㄈ롑֜退蜐奓⡁鋫ӱ匦料聁а蜠蠀薠茐耀蜐奓⡁鋫ӱ畅栠慡а蜠蠀薠茐豈ꀀ릊部롑֜退蜐奓⡁鋫ӱ匦料蠴၃ࡲれて࠴࠱舠る릊֙䢠ꠕꀀ蜐奓⡁鋫ӱΔ慘⍢ġа蜠蠀薠茒笠ࡲれてࠈ࠱儀ঊ֘蘠㌀�衱֕㊄᤮뽁၏ခ❔嚂لĄょ₈ꂃဌ똀人情⃂ᜀ

17
録されている場合について（法第79条第２項）
(1) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができること
となる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外
の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」
特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の
個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことに
より、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益保護の観点から支障
が生じないときには、当該残りの部分は、法第14条第２号に規定する不開示情報には
該当しないものとして開示する。
 なお、個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなく

19
実関係が明らかにならなかった場合
(4) 訂正請求が、利用目的の達成に必要な範囲を超えている場合
(5) 訂正請求書に記載する事項(法第91条第１項各号に規定)又は、訂正請求に係る保有個
人情報の本人であることを証明する書類(法第91条第２項に規定)に不備がある場合。た
だし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、訂正請求者
に補正を求めるものとする。
(6) 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求
の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は判明した事実に即して、
職権により訂正を行う。
(7) 訂正に関して、法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定で特別の手続がある場
合。

第10 保有個人情報の訂正請求に理由があるか否かの基準
訂正請求に理由があるかの判断は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、
以下により行う。
１ 保有個人情報の内容が事実と異なっているか
２ 訂正請求が、利用目的の達成に必要な範囲での正確性を求めているか。訂正をすること
が利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合には、特段の調査は必要ない。
 保有個人情報の正確性については、利用目的との関係で以下の類型がある。
(1) 過去の一定時点の事実のみで足りる場合
過去の事実を記録することが利用目的である場合がこれに当たる。
(2) 現在の事実を必要とする場合
(3) 過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合
履歴、経歴などを記録することが利用目的である場合がこれに当たる。
したがって(1)の類型について、現在の事実に基づいて訂正を請求する場合は、利用目的
の達成に必要な範囲外となる。

第11

20
保有している場合
(2) 利用停止請求に係る保有個人情報について、法第69条第１項及び第２項の規定に違反
して利用又は提供している場合
(3) 保有個人情報の消去請求において、前２号に該当する場合であっても、利用の停止に
よって本学における個人情報の適正な取扱いを確保できる場合は、保有個人情報の消去
は行わずに、利用を停止する。
２ 利用停止を行わない旨の決定(法第101条第２項)は、次のいずれかに該当する場合に行
う。
(1) 法第98条第１項各号に規定する保有個人情報以外の利用停止請求が行われた場合
(2) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた利用停止請求でない場合
(3) 利用停止請求に、理由があると認められない場合
(4) 利用停止請求に理由があることが判明した場合でも、利用停止を行うことにより当該
保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行
に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
(5) 利用停止請求書に記載する事項(法第99条第１項各号に規定)又は、利用停止請求に係
る保有個人情報の本人であることを証明する書類(法第99条第２項に規定)に不備がある
場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、利
用停止請求者に補正を求めるものとする。
(6) 利用停止に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手続が
定められている場合

第12 保有個人情報の利用停止に理由があるか否かの基準
 １ 保有個人情報の利用停止請求権
(1)「保有個人情報の利用停止又は消去」の措置の請求
「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけでなく、一部停止を含み、「消去」と
する
(3)
90

21
合も利用停止の対象となる。
③「第69条第１項及び第２項の規定に違反して利用しているとき」
法の許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合
をいう。
(2)「保有個人情報の提供の停止」の措置の請求
「第69条第１項及び第２項の規定に違反して提供されているとき」とは、法が許容す
る範囲を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

第13 利用停止の基準
１「利用停止請求に理由があるとみとめるとき」
「利用停止請求に理由があるとみとめるとき」とは、法第98条第１項第１号又は第２
号に該当するときが、これに当たる。
２「当該機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度」
法第98条第１項第１号又は第２号に該当する違反状態を是正することを意味し、違反の
状況により、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反している
場合は全ての利用停止を、一部の利用が違反している場合は、一部の利用停止を行う。
一部の利用停止の例として、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の
消去を求められた場合に、当該個人情報を消去してしまうと、本来の利用目的内での利用
が不可能となるので、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から当該利用目的外の利用
をき鋥脀败 的内での利用
98条第機関に